

個人市民税のあらまし

名古屋市

市では、市民のみなさんの日常の生活に結びついた、さまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く共同して負担していただく税が市民税です。

ここでは、個人の市民税について、そのあらましをご紹介します。

なお、個人の県民税は、個人の市民税とあわせて申告及び納付を行います。個人の市民税と県民税をあわせて、住民税と呼ぶこともあります。

また、森林環境税(国税)は、森林整備等に必要な費用を負担していただく税で、市民税とあわせて課税及び納付を行います。

◎ 名古屋市では個人の市民税を減税しています。

納税義務者(市民税・県民税・森林環境税を納めていただく方)と納めるべき税額

個人の市民税・県民税は、均等割と所得割からなっています。「均等割」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「所得割」は所得に応じて負担していただくものです。また、区内に住所がある方については、森林環境税が課税されます。

納税義務者	市民税・県民税		森林環境税
	均 等 割	所 得 割	
区内に住所がある方	○	○	○
区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所のない方	○	—	—

※ その区内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日(課税の基準となる日で、賦課期日といいます。)の状況で判断されます。

たとえば、令和6年12月に死亡した方は、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

また、令和7年4月に名古屋市からA市に引っ越しをした方の令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市で課税されます。

市民税・県民税・森林環境税が課税されない方(非課税)

◎ 市民税・県民税の均等割・所得割及び森林環境税のいずれも課税されない方

* 賦課期日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている方

* 賦課期日現在、障害者、未成年者(18歳未満)、寡婦またはひとり親で、前年(令和6年)中の合計所得金額(注1)が135万円以下の方

* 扶養家族(注2)がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方

* 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

$$\{35 \text{ 万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10 \text{ 万円}\} + 21 \text{ 万円}$$

◎ 市民税・県民税の所得割が課税されない方

* 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等(注1)が45万円以下の方

* 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方

$$\{35 \text{ 万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10 \text{ 万円}\} + 32 \text{ 万円}$$

(注1)「合計所得金額」「総所得金額等」の説明は、3ページをご覧ください。

(注2)同一生計配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び年齢16歳未満の扶養親族をいいます。詳しくは、9ページをご覧ください。

令和 7 年度以降適用される市民税・県民税に関する主な税制改正

令和 7 年度以降適用される市民税・県民税に関する主な税制改正について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)をご覧ください。(ページ ID : 179246)

◎ 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税 【令和 7 年度のみ】

令和 6 年度の市民税・県民税額及び定額減税額は、令和 5 年中の所得や扶養親族等から算出しましたが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注)については、令和 6 年度の給与支払報告書に記載することとされておらず、把握することができない場合があります。そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和 7 年度の市民税・県民税で行うこととされました。

(注)前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の者

1 定額減税の対象者・定額減税額

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入額1,195万円超2,000万円以下)かつ市民税・県民税所得割が課税される納税義務者で、同一生計配偶者(国外に居住する配偶者を除く。)がいる方は、令和 7 年度の市民税・県民税所得割額から 1 万円の控除を受けることができます(均等割のみが課税される方は対象となりません。)

2 定額減税の適用方法 (税額の計算方法については、4 ページをご覧ください。)

定額減税額は、本市の条例に基づく個人市民税減税や税額控除等(住宅ローン控除や寄附金税額控除など)を適用した後の市民税・県民税所得割額から控除します(均等割額及び森林環境税額からは控除しません。)

3 定額減税の実施方法

令和 6 年度の定額減税においては、定額減税の適用による期割の特例がありましたが、令和 7 年度はいずれの納付方法においても、定額減税後の税額を通常の納期(納期月)に分割して納付していただきます。

定額減税について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトの「令和 6 年度及び令和 7 年度に限り適用される市民税・県民税の定額減税」ページをご覧ください。(ページ ID : 170736)

◎ 国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示する書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払をしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付または提示する必要があります。

税制改正により、令和 7 年度の申告以降は、「送金関係書類」として資金決済に関する法律第 2 条第 12 項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。

所得税と市民税・県民税とのちがい

	所得税	市民税・県民税
課税の対象となる所得	ある年の所得に対して その年に課税されます。	
均等割の有無	ありません。	あります。
申告範囲	次の場合など、申告をしないことができる場合があります。 ・給与所得者で給与以外の所得が20万円以下である場合 ・公的年金受給者で公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合	所得税のような申告の省略範囲はありません。 〔原則として、すべての所得を申告する必要があります。〕
控除額	各種の控除額が異なります。	
総合課税の税率	課税される所得金額に応じて、 5%～45%(累進税率) 〔復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた税額が加算されます。〕	課税される所得金額にかかわらず、 市民税：7.7% 県民税：2%
納付方法 (給与所得者の場合)	1月から12月までの毎月の給与及び賞与から差し引いて納付(源泉徴収)することとなります。 ・年末調整で年税額を精算します。	6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納付(特別徴収)することとなります。 ・賞与からは徴収しません。 ・年末調整はありません。

市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

名古屋市公式ウェブサイトの「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます」ページから簡単に市民税・県民税の申告書が作成できます。(ページID：75551)

また、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふりさと寄附金(納税)額の目安を試算することができます。

〔対応しているブラウザは Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari です。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScript が無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。〕

【用語の説明】

合計 計 所得 金額	合計所得金額…下記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。	
	総所得金額等	総所得金額等…損失の繰越控除後の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分を除きます。)の合計額をいいます。
	総所得金額	総所得金額…利子所得、配当所得(分離課税分を除きます。)、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額(所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額)で、損失の繰越控除(原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額を翌年の所得から差し引くこと)後の金額をいいます。

税額の計算方法

市民税・県民税の均等割額、所得割額の計算方法及び森林環境税額は以下のとおりです。

均等割額 市民税 2,800円(市民税の減税後の税率)
 県民税 1,500円(うち500円は「あいち森と緑づくり税」)

所得割額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年中の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(注)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調 整} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控} \\ \text{除額等} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{定 額} \\ \text{減税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

① ② ③ ④ ⑤

(注) 市民税及び県民税のそれぞれの税率を使用して計算します。納めていただく所得割額は、市民税と県民税の合計です。

※ 定額減税額について、詳しくは2ページをご覧ください。

森林環境税額 1,000円

所得割額の計算の基礎は所得金額で、原則としてすべての所得を合計して計算します(これを「総合課税」といいます。)

ただし、土地・建物等の譲渡による所得などは、他の所得と区分し、それぞれの所得ごとに定められた税率により所得割額を計算します(これを「分離課税」といいます。)

市民税・県民税は前年の所得金額を基準としますので、令和7年度分として納付していただく所得割額は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得に基づいて計算します。

※ 遺族年金や雇用保険の基本手当などの非課税所得については、課税対象から除かれます。

① 前年中の所得金額の計算

所得は、次の10種類に区分されます。所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いて計算します。

(所得金額の計算方法は、原則として所得税と同じです。)

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債・社債、預貯金などの利子	利子所得の金額＝収入金額 ★1
2	配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など	配当所得の金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子 ★2
3	不動産所得	地代、家賃、権利金、駐車場の使用料など	不動産所得の金額＝収入金額－必要経費
4	事業所得	農業、製造業、小売業、サービス業などの事業による所得	事業所得の金額＝収入金額－必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給与、賃金、賞与など	給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額 ★3★5
6	退職所得	退職金、一時恩給など	計算方法は、18ページをご覧ください。
7	山林所得	山林の伐採などによる所得	山林所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得	土地、建物、書画、骨とうなどの財産を売った場合に生じる所得	譲渡所得の金額＝収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額 〔長期譲渡所得(土地・建物等の長期譲渡所得を除きます。)]は1/2の額が課税対象です。〕
9	一時所得	クイズなどの賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険などの一時金など	一時所得の金額＝収入金額－必要経費－特別控除額(1/2の額が課税対象です。)

所得の種類			所得金額の計算方法
10	雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金など 公的年金等の雑所得の金額 ＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ★4
		業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬など、副収入による所得 業務に係る雑所得の金額＝収入金額－必要経費
		その他	金銭の貸付けによる利子及び生命保険の年金(個人年金保険)など、他の所得にあてはまらない所得 その他の雑所得の金額＝収入金額－必要経費

★1 利子所得は、原則として一律分離課税とされ、県民税の利子割 5%と所得税及び復興特別所得税 15.315%が課税されます(特定公社債等の利子等については、県民税の配当割 5%と所得税及び復興特別所得税 15.315%が課税され、申告分離課税を選択することができます。)

★2 配当所得は、市民税・県民税と所得税とで、次のように課税方法が異なります。
 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配金等については、利子所得と同様に一律分離課税とされ、県民税の利子割 5%と所得税及び復興特別所得税 15.315%が課税されます。

上場株式等の配当等

区 分	所 得 税	市民税・県民税
下記以外のもの	総合課税	総合課税
発行済株式総数の3%未満の株式に係るもの	源泉徴収	特別徴収(※)

※ 18 ページの「申告書の提出について」の(4)をご覧ください。

上場株式等以外の配当等

区 分	所 得 税	市民税・県民税
下記以外のもの	総合課税	総合課税
1銘柄につき1回の配当等の金額が{10万円×配当計算期間の月数÷12}以下のもの(少額配当等)	源泉徴収	総合課税

★3 給与所得の金額の計算方法 (小数点以下は切り捨てます。)

給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0 円
551,000円から 1,618,999円まで	収入金額 － 550,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円
1,628,000円から 1,799,999円まで	※計算基準額×60%＋ 100,000円
1,800,000円から 3,599,999円まで	※計算基準額×70%－ 80,000円
3,600,000円から 6,599,999円まで	※計算基準額×80%－ 440,000円
6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円から	収入金額 －1,950,000円

※ 計算基準額の求め方

1) 収入金額÷4,000 円＝ $\square$ 商…余り

2) $\square$ 商×4,000 円＝計算基準額

(例) 収入金額が2,623,000 円の場合

1) 2,623,000 円÷4,000 円＝ $\square$ 655…余り 3,000 円

2) $\square$ 655×4,000 円＝2,620,000 円→計算基準額

★4 公的年金等の雑所得の金額の計算方法（小数点以下は切り捨てます。赤字の場合は0円です。）

◎ 昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)

公的年金等の 収入金額(A)	公 的 年 金 等 の 雑 所 得 の 金 額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% - 275,000円	A×75% - 175,000円	A×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% - 685,000円	A×85% - 585,000円	A×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% - 1,455,000円	A×95% - 1,355,000円	A×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

◎ 昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)

公的年金等の 収入金額(A)	公 的 年 金 等 の 雑 所 得 の 金 額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	A×75% - 275,000円	A×75% - 175,000円	A×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	A×85% - 685,000円	A×85% - 585,000円	A×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	A×95% - 1,455,000円	A×95% - 1,355,000円	A×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

★5 所得金額調整控除（小数点以下は切り上げます。）

◎ 給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、ア～ウのいずれかに該当する方について、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

ア 特別障害者に該当する方

イ 年齢23歳未満の扶養親族がある方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある方

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

◎ 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

$$\begin{aligned} &\text{所得金額調整控除額} \\ &= \text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等の雑所得の金額} - 10\text{万円} \\ &\quad (\text{上限10万円}) \quad (\text{上限10万円}) \end{aligned}$$

② 所得控除の種類と控除額

総所得金額(注1)などから控除される所得控除の種類と控除額は次のとおりです。なお、**所得税**とは、**控除額が異なります**。

控除項目	条 件 な ど	控 除 額	
雑損控除	前年中に災害や盗難などにより住宅や家財などの資産に損害を受けた場合	(1)(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等(注1)×1/10) (2) 災害関連支出の金額－5万円 (1)または(2)のいずれか多い方の金額が雑損控除額となります。	
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合 ＊ 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入費を支払った場合は、セルフメディケーション税制を選択することができます。	(1) 通常の医療費控除 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－{(総所得金額等×5/100)と10万円のいずれか少ない方の金額} (控除限度額 200万円) (2) セルフメディケーション税制 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額 88,000円) (1)または(2)のいずれか一方を選択して計算した額が医療費控除額となります。	
社会保険料控除	前年中に国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料を支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法で定められた特定の共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	前年中に生命保険や介護医療保険、個人年金保険などの保険料を支払った場合 ＊ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)と平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)では、控除額の計算方法が異なります。	(1) 新契約のみの場合、一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて	
		支 払 保 険 料 等 の 金 額	控 除 額
		12,000円まで	支払保険料等の全額
		12,001円から 32,000円まで	支払保険料等×1/2+ 6,000円
		32,001円から 56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円
		56,001円から	28,000円
		(2) 旧契約のみの場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて	
		支 払 保 険 料 等 の 金 額	控 除 額
		15,000円まで	支払保険料等の全額
		15,001円から 40,000円まで	支払保険料等×1/2+ 7,500円
		40,001円から 70,000円まで	支払保険料等×1/4+17,500円
		70,001円から	35,000円
		(3) 新契約と旧契約の両方がある場合、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、次のア、イのいずれか多い方の金額 ア. 新契約について(1)のとおり、旧契約について(2)のとおり計算した金額の合計額(限度額28,000円) イ. 旧契約のみを(2)のとおり計算した金額 一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて、(1)～(3)で計算した金額の合計額が生命保険料控除額となります。 (控除限度額 70,000円)	

控除項目	条 件 な ど	控 除 額	
地震保険料 控 除	前年中に損害保険契約に係る地震保険部分の保険料を支払った場合 * 平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの)がある場合を含みます。	(1) 地震保険契約	
		支 払 保 険 料 等 の 金 額	控 除 額
		50,000円まで	支払保険料等×1/2
		50,001円から	25,000円
		(2) 旧長期損害保険契約	
		支 払 保 険 料 等 の 金 額	控 除 額
		5,000円まで	支払保険料等の全額
		5,001円から 15,000円まで	支払保険料等×1/2+ 2,500円
		15,001円から	10,000円
		(1)と(2)の合計額が地震保険料控除額となります。 (控除限度額 25,000円) ※ 一つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。	
障害者控除 (注2)	本人や同一生計配偶者(注3)、扶養親族(注4)が障害者である場合	本人、同一生計配偶者、扶養親族1人につき	26万円
		ただし、障害の程度が重い方(特別障害者)の場合	30万円
		ただし、障害の程度が重い方(特別障害者)で、同居している同一生計配偶者、扶養親族の場合	53万円
寡 婦 控 除 (注2)	前年の合計所得金額(注1)が500万円以下で、次のいずれかに該当する方(注5) ア. 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、生計を一にする子以外の扶養親族がいる方 イ. 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫が生死不明な方	26万円	
ひとり親控除 (注2)	前年の合計所得金額が500万円以下で、次のすべてに該当する方(注5) ア. 未婚の方や配偶者と死別もしくは離婚した後婚姻をしていない方または配偶者が生死不明な方 イ. 前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	30万円	
勤労学生控除 (注2)	前年の合計所得金額が75万円以下の勤労学生の方	26万円	
配偶者控除 (注2)	同一生計配偶者の方がいる場合 * 本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	・ 本人の合計所得金額が900万円以下の場合	33万円
		ただし、70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)の配偶者の場合	38万円
		・ 本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合	22万円
		ただし、70歳以上の配偶者の場合	26万円
		・ 本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合	11万円
		ただし、70歳以上の配偶者の場合	13万円

控除項目	条 件 な ど	控 除 額			
配偶者特別 控 除 (注2)	前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者の方がいる場合 * 配偶者のうち他の扶養親族とされている方、青色事業専従者給与の支払を受ける方、事業専従者となっている方を除きます。なお、本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	(1) 本人の合計所得金額が900万円以下の場合 (2) 本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 (3) 本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合			
		配偶者の合計所得金額	(1)	(2)	(3)
		48万円以下	適用なし		
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
扶 養 控 除 (注2)	年齢16歳以上で、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族の方がいる場合 * 30歳以上70歳未満の日本国外に居住している扶養親族については、留学生や障害者、生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている方に限り控除の適用を受けることができます。	・ 16歳以上19歳未満(平成18年1月2日から平成21年1月1日までに生まれた方)及び23歳以上70歳未満(昭和30年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた方)の扶養親族1人につき			33万円
		・ 19歳以上23歳未満(平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方)の扶養親族1人につき			45万円
		・ 70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)の扶養親族1人につき			38万円
		・ 70歳以上の父母などで同居している扶養親族1人につき			45万円
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の方	前年の合計所得金額が	2,400万円以下の場合		43万円
			2,400万円超 2,450万円以下の場合		29万円
			2,450万円超 2,500万円以下の場合		15万円

(注1)「総所得金額」「総所得金額等」「合計所得金額」の説明は、3ページをご覧ください。

(注2)前年の12月31日の現況で判定します。ただし、その判定の対象となる方が前年の中途において死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します。

(注3)同一生計配偶者…生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

(注4)扶養親族………生計を一にする親族で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方をいいます(年齢16歳未満の方を含みます。)

(注5)住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない方に限ります。

③ 所得割額の計算

課税総所得金額(総所得金額から所得控除額を差し引いた後の金額)に、次のアの税率を乗じて計算します。

土地・建物等の譲渡による所得などは、それぞれの所得ごとにイの税率により計算します。

ア 総合課税の所得割額の計算

市 民 税	県 民 税
7.7%(市民税の減税後の税率)	2%

イ 分離課税による譲渡所得等の所得割額の計算

分離課税の区分				市 民 税	県 民 税
課 譲 金	税 渡	短 所 得 額	国等に対する譲渡	$A \times 4\%$	$A \times 1\%$
			その他の譲渡	$A \times 7.2\%$	$A \times 1.8\%$
課 税 長 期 譲 渡 所 得 金 額	優良住宅 地の造成 等の譲渡	2,000万円以下	$B \times 3.2\%$	$B \times 0.8\%$	
		2,000万円超	$64\text{万円} + (B - 2,000\text{万円}) \times 4\%$	$16\text{万円} + (B - 2,000\text{万円}) \times 1\%$	
	居 住 用 財 産 の 譲 渡	6,000万円以下	$B \times 3.2\%$	$B \times 0.8\%$	
		6,000万円超	$192\text{万円} + (B - 6,000\text{万円}) \times 4\%$	$48\text{万円} + (B - 6,000\text{万円}) \times 1\%$	
	その他の譲渡		$B \times 4\%$	$B \times 1\%$	
	一般株式等の課税譲渡所得等の金額			$C \times 4\%$	$C \times 1\%$
上場株式等の課税譲渡所得等の金額			$D \times 4\%$	$D \times 1\%$	
上場株式等の課税配当所得等の金額			$E \times 4\%$	$E \times 1\%$	
先物取引の課税雑所得等の金額			$F \times 4\%$	$F \times 1\%$	

A：課税短期譲渡所得金額

B：課税長期譲渡所得金額

C：一般株式等の課税譲渡所得等の金額

D：上場株式等の課税譲渡所得等の金額

E：分離課税の上場株式等の課税配当所得等の金額

F：先物取引の課税雑所得等の金額

★短期譲渡……所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。

★長期譲渡……所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。

※ 分離課税に係る所得割は、市民税の減税の対象ではありません。

④ 調整控除

③で計算した所得割額から、次により計算した額を控除します。ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用を受けることはできません。

合計課税所得金額200万円以下		合計課税所得金額200万円超	
市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
①人的控除ごとに定められた金額の合計額 ②合計課税所得金額		①人的控除ごとに定められた金額の合計額 ②合計課税所得金額－200万円	
①と②のいずれか 小さい金額×4%	①と②のいずれか 小さい金額×1%	(①－②)(5万円を下回る ときは5万円)×4%	(①－②)(5万円を下回る ときは5万円)×1%

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

《人的控除ごとに定められた金額》

人 的 控 除				金額
障害者	そ の 他			1万円
	特 別	同居特別障害者以外		10万円
		同居特別障害者		22万円
寡 婦 ・ ひ と り 親 (父)				1万円
ひ と り 親 (母)				5万円
勤 労 学 生				1万円
配 偶 者	一 般	本人の所得	900万円以下	5万円
			900万円超 950万円以下	4万円
			950万円超 1,000万円以下	2万円
	老 人 (70歳以上)		900万円以下	10万円
			900万円超 950万円以下	6万円
			950万円超 1,000万円以下	3万円

人 的 控 除				金額	
配 偶 者 特 別 ※	配 偶 者 の 所 得	48万円超 50万円未満 50万円以上 55万円未満	本人の所得	900万円以下	5万円
				900万円超 950万円以下	4万円
				950万円超 1,000万円以下	2万円
				900万円以下	3万円
				900万円超 950万円以下	2万円
				950万円超 1,000万円以下	1万円
扶 養	一 般			5万円	
	特 定(19歳～22歳)			18万円	
	老 人 (70歳以上)	同 居 老 親 等		13万円	
		同 居 老 親 等 以 外		10万円	
基 礎				5万円	

※ 配偶者の所得が55万円以上のときは、0円。

※ 配偶者の所得が55万円以上のときは、0円。

⑤ 税額控除等

④を控除した後の所得割額から、配当控除、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除を順次控除します。
ただし、均等割額、退職所得の分離課税による所得割額からは控除できません。

★ 配当控除

法人税との二重課税を防止するため、総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得を除きます。)がある場合に、次の配当等の種類・割合により計算した額を控除します。

種 類	課税所得金額等		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
外貨建等以外の証券投資信託			1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
外貨建等証券投資信託			0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

★ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年～令和7年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のように計算した額または控除限度額のいずれか小さい金額を控除します。

- ・市民税住宅ローン控除額＝(所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額)×4/5
- ・県民税住宅ローン控除額＝(所得税の住宅ローン控除額－住宅ローン控除前の所得税額)×1/5

住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。

	平成21年～平成26年3月 に入居した方	平成26年4月～令和3年12月 に入居した方(注1)	令和4年1月～令和7年12月 に入居した方(注2)(注3)
市 民 税	A×4%(最高78,000円)	A×5.6%(最高109,200円)	A×4%(最高78,000円)
県 民 税	A×1%(最高19,500円)	A×1.4%(最高27,300円)	A×1%(最高19,500円)

A:所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合の額です。それ以外の場合は平成21年～平成26年3月に入居した方と同じ額となります。

(注2)令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居した場合と同じ額となります。

(注3)令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。)等については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り、適用されます。

市民税・県民税の住宅ローン控除は、給与支払報告書(個人別明細書)や確定申告書に住宅ローン控除に関する事項が記載されることにより適用を受けることができます。

★ 寄附金税額控除

前年中に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に、次の(1)から(3)のように計算した額の合計額を控除します。

(1) 基本控除額(控除対象となる寄附金(注1)を支払った場合)

市 民 税	県 民 税
(寄附金－2,000円)×8%	(寄附金－2,000円)×2%

(2) 特例控除額(地方公共団体へ寄附金を支払った場合)(注2)(注3)

市 民 税	県 民 税
(地方公共団体への寄附金－2,000円) ×(90%－A×1.021)×4/5	(地方公共団体への寄附金－2,000円) ×(90%－A×1.021)×1/5

(3) 申告特例控除額(ふるさと納税ワンストップ特例(注4)が適用される場合)(注3)

市 民 税	県 民 税
$(\text{市民税の特例控除額} \times A \times 1.021) \div (90\% - A \times 1.021)$	$(\text{県民税の特例控除額} \times A \times 1.021) \div (90\% - A \times 1.021)$

A：所得税の税率に相当する割合(注5)

(注1)総所得金額等の30%が限度です。「総所得金額等」の説明は、3ページをご覧ください。

(注2)調整控除額を控除した後の所得割額(税額控除前・定額減税前)の20%が限度です。

(注3)総務大臣から指定を受けていない地方公共団体へ寄附を行った場合は、控除の適用を受けることができません。

(注4)所得税の確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと寄附金(納税)を支払った際に「申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体へ提出することで、所得税の確定申告書を提出しなくても市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

(注5)人的控除ごとに定められた金額の合計額を控除した後の課税総所得金額に応じた所得税の限界税率(0～45%)などです。「人的控除ごとに定められた金額」は、10ページをご覧ください。

※ 名古屋市公式ウェブサイトにおいて、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと寄附金(納税)額の目安を試算することができます。詳しくは、3ページをご覧ください。

★ 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税などを課税された場合に、一定の計算式で計算した額を控除します。

★ 配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等(以下「特定配当等」といいます。)の所得または源泉徴収口座における株式等(以下「特定株式等」といいます。)の譲渡所得等がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を控除します。控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または市民税・県民税額へ充当もしくは森林環境税額へ委託納付します。

- ・市民税配当割額控除額＝配当割額(特定配当等の所得×5%)×3/5
- ・県民税配当割額控除額＝配当割額(特定配当等の所得×5%)×2/5
- ・市民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額(特定株式等の譲渡所得等×5%)×3/5
- ・県民税株式等譲渡所得割額控除額＝株式等譲渡所得割額(特定株式等の譲渡所得等×5%)×2/5

納付の方法

普 通 徴 収

事業所得者や退職者などの市民税・県民税・森林環境税は、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付していただきます。

給与からの特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者の市民税・県民税・森林環境税は、給与支払者(勤務先)が6月から翌年5月までの毎月の給与(賞与からは徴収しません。)から税額を差し引き、翌月10日までに納入する方法によって納付していただきます。

【勤務先を退職した場合の納付方法】

給与所得者で、給与からの特別徴収により納付していただいていた方が、退職により給与の支払を受けなくなった場合、給与から差し引くことができなくなった税額(未徴収税額)は、次の場合を除き、普通徴収の方法によって納付していただきます。

- (1) その方が、新しい会社に就職し、引き続き給与から差し引くこと(特別徴収)を申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までに退職した方で、給与または退職手当等(以下「給与等」といいます。)から未徴収税額を一括して差し引くことを申し出た場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までに退職した方で、未徴収税額を超える給与等がある場合(申出の有無にかかわらず、給与等から未徴収税額を一括して差し引きます。)

公的年金からの特別徴収

65 歳以上(令和 7 年 4 月 1 日現在)の公的年金受給者の市民税・県民税・森林環境税は、年金支給者が公的年金から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。

なお、公的年金以外の所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、普通徴収または給与からの特別徴収の方法によって納付していただきます。

徴収の時期と税額

・新たに公的年金から特別徴収される方

10 月から、公的年金支給のつど、年税額(公的年金等に係る所得に対する税額をいいます。)の 1/6 の額を公的年金から差し引いて納付(特別徴収)していただきます。年度の前半(6 月、8 月)については、普通徴収の方法によって納付していただきます。

	普 通 徴 収		特 別 徴 収		
時 期	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	// 1/4	年税額の1/6	// 1/6	// 1/6

→ 公的年金からの特別徴収の開始

・前年度に引き続いて公的年金から特別徴収される方

4 月、6 月、8 月は、前年度の年税額(定額減税前)の 1/6 の額を公的年金から差し引いて納付していただきます(仮特別徴収)。10 月、12 月、2 月は、年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額の 1/3 の額を納付していただきます。

	仮 特 別 徴 収			特 別 徴 収		
時 期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の年 税額(定額 減税前)の 1/6	// 1/6	// 1/6	年税額から4月、6月、8月の 仮特別徴収税額を差し引いた額の		
				1/3	1/3	1/3

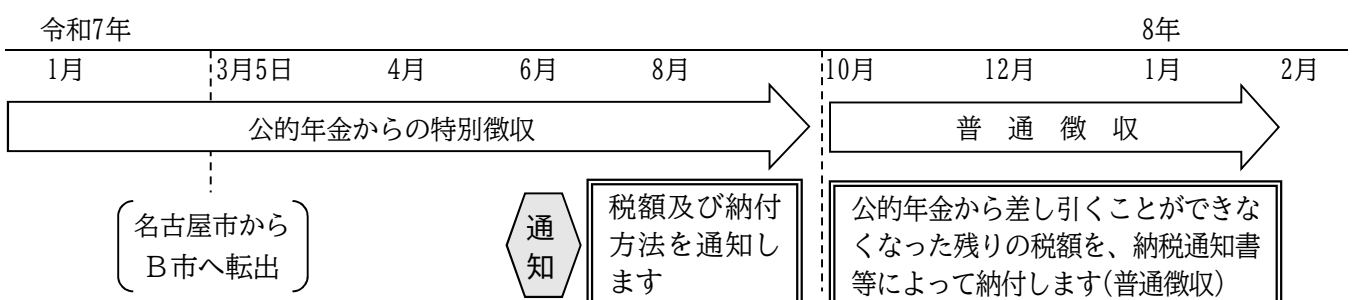
・年税額が変更になった場合

公的年金支給のつど差し引く税額を、年税額が変更になった時期に応じて再度計算し、公的年金からの特別徴収を継続します。ただし、年税額が変更になった時期によっては、差し引くことができなくなった残りの税額を普通徴収の方法によって納付していただきます。

・市外へ転出した場合

次の表のとおり、転出された時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。

転 出 時 期	公 的 年 金 か ら の 特 別 徴 収
1月2日～ 4月1日	8月の仮特別徴収まで継続します。 10月、12月、翌年2月の特別徴収が停止されますので、公的年金から差し引くことができなくなった残りの税額を、10月、翌年1月に普通徴収の方法によって納付していただきます。
4月2日～翌年1月1日	翌年2月の特別徴収まで継続します。



市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除

特別な事情により納税が困難な方について、市民税・県民税の減免（税額を減額すること）や森林環境税の免除を受けることができます場合があります。

減免や免除を受けようとする方は、「減免申請書」をお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

※ 期限までに手続きをしていただかないと、減免を受けることができなくなりますのでご注意ください。

※ 詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト「市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除」ページをご覧ください。（ページID：75482）「減免申請書」のダウンロードもできます。

	減免・免除該当者	市民税・県民税		森林環境税
		申請期限	減免額	免除額
1	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	次のいずれか遅い日 (注5) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	被害等の程度により一定額を減免	普通徴収の場合は、申請書の提出日以後に納期限の到来する納付額
2	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助または葬祭扶助(注2)を受けている方		扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収の場合は、申請書の提出日以後に支払を受けるべき給与または公的年金から徴収される税額に相当する額
3 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額(注3)以下の方	1月1日以後最初に到来する納期限 (原則として6月30日)	税額の全部	
4 (注1)	前年中の総所得金額等が所得割非課税限度額を超え所得割非課税限度額に33万円を加算した額以下の方		所得割額の50%	
5 (注1)	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、被爆者(障害者を除く。)で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方		税額の50%	
6 (注1)	障害者または疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方			
7 (注1)	勤労学生控除の適用を受けている勤労学生の方		税額の全部	

8 (注1)	6月30日において前年中の総所得金額が210万円以下の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方(注4)		所得割額の50%	表1、2と同額
9	雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	次のいずれか遅い日 (注5) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
10	雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方		失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
11	雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方			
12	雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方	失業の認定を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日	日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
13	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方	次のいずれか遅い日 (注5) a左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 bその該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日	給付を受けている期間に納期限の到来する納付額の全部	
14	1月1日(賦課期日)以後に障害者となった方で、前年中の総所得金額等が135万円または所得割非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下の方		障害者となった日以後に納期限の到来する納付額の50%	

(注1) 表3、4、5、7に該当する方で、給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出された方や、所得税の確定申告書、市民税・県民税の申告書を提出した方は、減免申請の必要はありません。なお、表3～8の減免のうち、2つ以上に該当する場合は、減免額が最も大きいもののみ適用を受けることができます。

(注2) 生活保護法第18条第2項の規定により行われる葬祭扶助は除きます。

(注3) 所得割非課税限度額とは、扶養家族のない方は45万円、扶養家族のある方は〔{35万円×(扶養家族の数+1)+10万円}+32万円〕です。扶養家族の説明は1ページをご覧ください。

(注4) 森林環境税の免除においては「総所得金額」を「合計所得金額」と読み替えてください。

(注5) 申請期限欄の「該当することとなった日」については、表1では「災害の発生した日」、表2では「扶助の開始のあった日」、表8では「6月30日」、表9では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、表10、11では「失業の認定を受けた日」、表13では「支援給付の開始のあった日」、表14では「障害者となった日」と読み替えてください。

また、令和7年度の市民税・県民税の「最初に到来する納期限」は、原則として普通徴収によって納付している方は6月30日、給与からの特別徴収によって納付している方は7月10日です。

税額計算の具体例

これまでご紹介したところにより、令和7年度の個人の市民税・県民税が算出されるまでを具体例で示すと、次のとおりです。

〔事例1〕

家族構成	夫婦子ども3人(妻パート収入700,000円、子(19歳と16歳と12歳)は所得なし)	
前年中の収支	○事業収入	7,690,500円
	○必要経費	3,490,000円
	○健康保険・国民年金の保険料支払額	259,800円
	○旧契約の一般生命保険料支払額	60,000円

〔市民税・県民税の計算〕

前年中の所得金額 (4～6ページ①)		4,200,500円	(事業収入) (必要経費) (7,690,500円－3,490,000円) ※ 給与所得の場合は5ページ「★3 給与所得の金額の計算方法」の表 及び6ページ「★5 所得金額調整控除」の計算式により計算した金額
所得 (7～9 ページ 控除 額②)	社会保険料 控除額	259,800円	(60,000円×1/4+17,500円) (19歳の子…45万円、16歳の子…33万円、12歳の子…0円)
	生命保険料 控除額	32,500円	
	配偶者控除額	330,000円	
	扶養控除額	780,000円	
	基礎控除額	430,000円	
	合計	1,832,300円	
課税総所得金額		2,368,000円	(4,200,500円－1,832,300円)…1,000円未満切捨
		(市民税)	(県民税)
所得割額 (9～10ページ③)		2,368,000円×7.7%＝182,336円	2,368,000円×2%＝47,360円
調整控除額 (10ページ④)		定められた金額：50,000円＋230,000円＋50,000円＝330,000円 (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除) ※ 330,000円－(2,368,000円－2,000,000円)＜50,000円 50,000円×4%＝2,000円	
均等割額		2,800円	50,000円×1%＝500円
納める税額		182,336円－2,000円＋2,800円 ＝183,136円 →183,100円…100円未満切捨	47,360円－500円＋1,500円 ＝48,360円 →48,300円…100円未満切捨

市民税額が183,100円、県民税額が48,300円で、森林環境税額1,000円とあわせて合計232,400円となります。

〔事例2〕

家族構成	夫婦(夫70歳、妻65歳(妻の年金収入80万円))		
前年中の収支	○年金収入(年金以外の収入なし)	3,000,000円	
	○医療費支払額	164,255円	(保険金等で補てんされる金額なし)
	○健康保険料支払額	159,900円	
	○介護保険料支払額(夫)	65,970円	〔 介護保険料は夫婦とも各自に支給されている年金から差し引かれている 〕
	(妻)	52,780円	
	○地震保険の保険料支払額	3,200円	

〔市民税・県民税の計算〕

前年中の所得金額 (4～6ページ①)		1,900,000円	(3,000,000円－1,100,000円) ※ 6ページ「★4 公的年金等の雑所得の金額の計算方法」の表により 計算した金額
所得控除額 (7～9ページ②)	医療費控除額	69,255円	(164,255円－(1,900,000円×5/100)) ※ 通常の医療費控除
	社会保険料控除額	225,870円	(159,900円＋65,970円) ※ 妻の年金から差し引かれている介護保険料は、夫の社会保険料控除とはなりません。
	地震保険料控除額	1,600円	(3,200円×1/2)
	配偶者控除額	330,000円	
	基礎控除額	430,000円	
	合 計	1,056,725円	
課税総所得金額		843,000円	(1,900,000円－1,056,725円)…1,000円未満切捨
		(市 民 税)	(県 民 税)
所得割額 (9～10ページ③)		843,000円×7.7%＝64,911円	843,000円×2%＝16,860円
調整控除額 (10ページ④)		定められた金額：50,000円＋50,000円＝100,000円 (配偶者控除) (基礎控除) ※ 100,000円(定められた金額の合計額)＜843,000円(合計課税所得金額)	
		100,000円×4%＝4,000円	100,000円×1%＝1,000円
均等割額		2,800円	1,500円
納める税額		64,911円－4,000円＋2,800円 ＝63,711円 →63,700円…100円未満切捨	16,860円－1,000円＋1,500円 ＝17,360円 →17,300円…100円未満切捨

市民税額が63,700円、県民税額が17,300円で、森林環境税額1,000円とあわせて合計82,000円となります。

申告書の提出について

前年中に所得があった方は、所得金額などを記載した市民税・県民税の申告書を、毎年**3月15日**までに、その年の1月1日(賦課期日)にお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

ただし、次の(1)～(4)の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した方
※ 区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方は、確定申告書を提出した場合でも、市民税・県民税の申告書(事務所・事業所又は家屋敷分)を提出してください。
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方
※ 給与所得の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。
- (3) 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)の所得のみの方
※ 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。なお、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、所得税の確定申告書を提出する必要がない方についても、同様に控除を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。
- (4) 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等の所得または源泉徴収口座における株式等の譲渡所得等のみの方、(2)または(3)に該当する方でこれらの所得がある方

※ 詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト「市民税・県民税の申告」ページをご覧ください。(ページID：75549)

※ マイナンバー(個人番号)を記載した市民税・県民税の申告書を提出していただく際には、マイナンバーカードなどの身元確認書類及び番号確認書類を提示(郵送により提出する場合は、これらの書類の写しを同封)してください。提示(添付)する書類について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイト「番号法に基づく本人確認について」ページをご覧ください。(ページID：75361)

退職所得の分離課税

所得税を源泉徴収される退職手当等についての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当等の支払者が、その支払の際に税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。税額の計算方法は次のとおりです。

勤続年数5年以下の役員等(注1)の方		A×税率(注2)
役員等以外で勤続年数5年以下の方	Aが300万円以下の場合	A×1/2×税率(注2)
	Aが300万円を超える場合	{150万円+(A-300万円)}×税率(注2)
上記以外の方		A×1/2×税率(注2)

A：退職手当等の金額から退職所得控除額(注3)を控除した後の金額

(注1)役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員の方をいいます。

(注2)市民税6%、県民税4%(退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。)

(注3)退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※ 障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

こんな場合、どうなるの？

◎ 年の途中で引っ越しをしたときの市民税・県民税・森林環境税は？

問 私は、令和7年2月に名古屋市中区からA市に引っ越しをしました。令和7年6月に名古屋市栄市税事務所から令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきましたが、A市に納めるのではないのでしょうか。

答 市民税・県民税・森林環境税は、1月1日にお住まいの市町村で課税することとなっています。あなたの場合、令和7年1月1日の住所は名古屋市中区ですから、その後に引っ越しをした場合であっても、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は、A市ではなく、名古屋市に納付していただくこととなります。

◎ 退職後の市民税・県民税・森林環境税は？

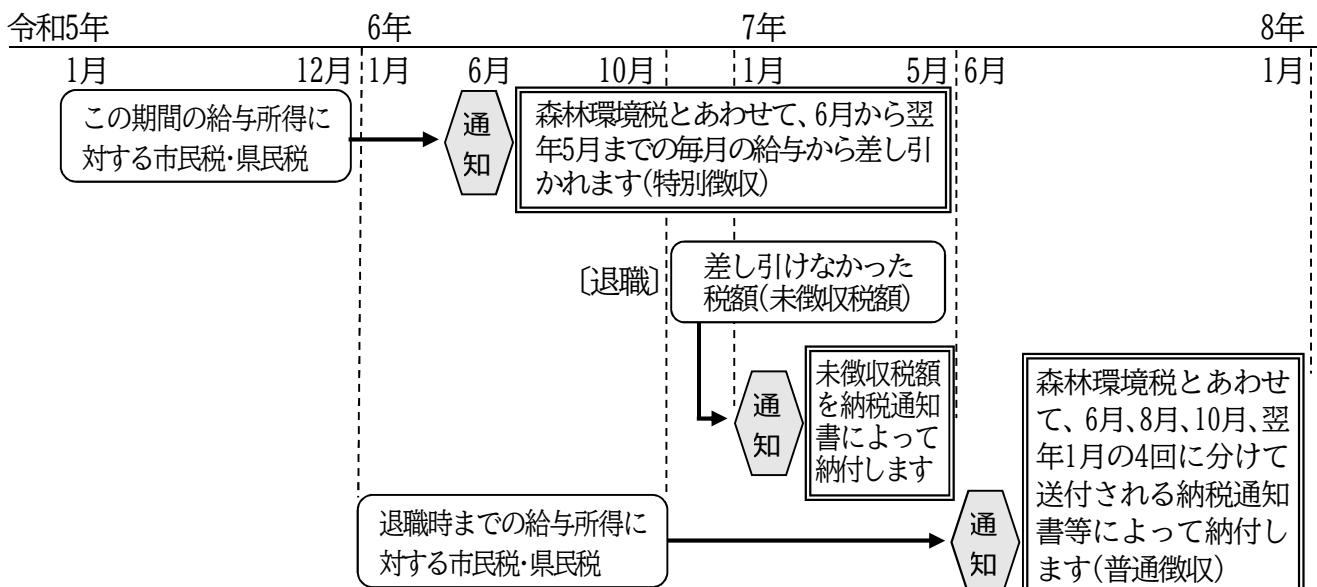
問 私は、令和6年10月に会社を退職し、その後無職です。退職後、令和7年1月に送られてきた市民税・県民税・森林環境税の納税通知書によって納めた税額ですべて納税済みと思っていたところ、令和7年6月に再度、市税事務所から納税通知書が送られてきました。これはまちがいでないのでしょうか。

答 会社勤めの方の市民税・県民税・森林環境税は、通常、1月から12月までの所得から算出した年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています。

あなたの場合、令和5年中の所得から算出した税額が、令和6年の6月から毎月徴収されていましたが、退職により会社の給与等から差し引くことができなくなったため、残額を令和7年1月にお送りした納税通知書によって納付していただきました。

また、令和6年1月から令和6年10月まで勤務していた会社から支払を受けていた給与等から算出した令和7年度の市民税・県民税・森林環境税について、令和7年6月に納税通知書をお送りしました。

なお、退職後、雇用保険の基本手当などを受給している場合は、市民税・県民税が減額される場合があります(14、15ページ参照)ので、市税事務所におたずねください。



◎ パートタイムで働いている妻の配偶者控除などは？

問 私の妻は、令和6年1月から近所の商店にパートタイムで勤めにでています。令和6年1月から令和6年12月までの給与収入の合計は102万円でした。この場合、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるでしょうか。また妻自身に税金はかかりますか。

答 配偶者控除の対象となる方は、前年中の給与所得、営業所得などの合計所得金額が48万円以下の配偶者の方で、配偶者特別控除の対象となる方は、合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者の方です(ただし、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用を受けることができません。)。給与収入のみの方については、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた給与所得金額によって判定します。

そこで、あなたの配偶者の令和6年中の給与所得金額を求めてみますと、パートタイムで得た収入102万円から給与所得控除額(55万円(5ページ参照))を差し引いた47万円となりますので、配偶者控除の適用を受けることができます。しかし、配偶者特別控除については、適用を受けることができません。

次に、あなたの配偶者自身に税金がかかるかどうかですが、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は、給与所得金額(47万円)が非課税限度額(45万円(1ページ参照))を超えていますから、課税されます。なお、令和6年分の所得税については、給与所得金額(47万円)が基礎控除額(48万円)以下ですから、課税されません。

以上のことを表にすると、次のようになります。

令和6年中の 給与の収入金額 (令和6年中の所得金額)	配偶者控除の対象 となるかどうか	配偶者(妻)自身に税金が 課税されるかどうか	
	所得 税 市民税・県民税	所得 税	市民税・県民税 森 林 環 境 税
100万円以下(45万円以下)	対象となります	課税されません	課税されません
100万円超103万円以下 (45万円超48万円以下)	対象となります	課税されません	課税されます
103万円超(48万円超)	対象となりません	課税されます	課税されます

※ 本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。

お問い合わせ先

市民税・県民税・森林環境税についてのお問い合わせは、お住まいの区を担当する市税事務所へお願いします。

お住まいの区	担当する市税事務所	電話番号	所在地
千種区・東区	名古屋市栄市税事務所 市民税課	959-3303	〒461-8626
中区・守山区		959-3304	名古屋市東区東桜一丁目13番3号
北区・名東区		959-3323	(NHK名古屋放送センタービル8階)
西区	名古屋市本陣市税事務所 市民税課	433-4021	〒453-8626
中村区・港区		433-4022	名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1
中川区		433-4023	(中村区役所等複合庁舎4階)
熱田区・天白区	名古屋市金山市税事務所 市民税課	324-9804	〒460-8626
昭和区・南区		324-9805	名古屋市中区正木三丁目5番33号
瑞穂区・緑区		324-9828	(名鉄正木第一ビル)

※ このあらましは、令和7年2月1日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。
(法令・条例については今後改正される場合があります。)